

# 社会保険労務士・行政書士 山田事務所 料 金 規 程

## 【委託契約】

労働社会保険諸法令に基づく手続き業務の申請書作成および申請代行、並びに日常の労務管理についての相談を承ります。これにより、事業所様は日々の手続き業務から開放され、「本来の業務」に集中することができます。

### ◆委託契約料金表

役員・従業員の人数	月額料金(税別)
1人～4人	15,000円
5人～9人	18,000円
10人～14人	21,000円
15人～19人	25,000円
20人～29人	30,000円
30人～39人	35,000円
40人～49人	40,000円
50人以上	別途お見積り

※「役員・従業員の人数」については、個人事業の場合は事業主様をカウントしません。

法人の場合は事業主様をカウントします。

また、雇用保険の被保険者でない従業員については、0.5人としてカウントします。

### ▼委託契約に含まれている業務とは

- ① 雇用保険・社会保険の取得・喪失に関する届出
- ② 労災保険・雇用保険・社会保険の各種変更届
- ③ 育児休業給付金申請
- ④ 社会保険月額変更届・賞与支払届
- ⑤ 傷病手当金申請・出産手当金申請・保険料免除申請
- ⑥ 36協定・1年単位の変形労働時間制に関する協定等、各種協定の作成・提出
- ⑦ 労働保険年度更新申請、社会保険算定基礎届
- ⑧ 労働条件通知書・雇用契約書の内容確認(ひな形をお渡しいたします)

### ▼委託契約に含まれていない下記の業務等については、別途料金を頂きます。

- ① 給与計算
- ② 就業規則作成
- ③ 助成金の申請
- ④ 労災保険給付申請
- ⑤ 監督署・ハローワーク・年金事務所の調査立会
- ⑥ 労働保険・社会保険の新規適用・廃止
- ⑦ 労働条件通知書・雇用契約書の作成
- ⑧ 年金の裁定請求等、役員・従業員個人に関する業務
- ⑨ 人事評価制度・賃金制度などの各種制度設計
- ⑩ その他、日常的に発生する業務以外の特別な業務

## 【委託契約に含まれない業務】

委託契約に含まれていない業務についての報酬は、下記のとおりとさせていただきます。  
下記に記載のない業務については、その都度お見積りさせていただきます。

### ◆就業規則作成・変更等 (税別)

種類	新規作成	変更・見直し
就業規則本則	100,000円～	60,000円～
賃金規程	30,000円～	20,000円～
育児・介護休業規程	20,000円～	15,000円～
その他の規程	15,000円～	10,000円～

### ◆助成金申請手続き (税別)

#### ◎助成金受給額の10%～20%

※委託契約のないお客様からの助成金申請のご依頼は、承っておりません。

### ◆労働・社会保険の新規適用、廃止届 (税別)

役員・従業員数	健康保険 厚生年金保険	労働保険 雇用保険
1人～4人	50,000円～	50,000円～
5人～9人	70,000円～	70,000円～
10人～19人	90,000円～	90,000円～
20人以上	別途お見積りさせていただきます	

※役員数には事業主様をカウントさせていただきます。

### ◆その他の業務 (税別)

労災各種給付(第三者行為除く)	15,000円～
第三者行為災害での労災給付	30,000円～
監督署・ハローワーク・ 年金事務所の調査立会	20,000円～

## 【給与計算業務】

### ◎基本報酬 10,000円＋従業員数×800円（税別）

※委託契約とセットの場合は、従業員数×800円とさせていただきます。（基本報酬10,000円が不要になります。）

※賞与計算については、原則として1支払につき、月次給与計算報酬の1か月分とさせていただきます。

※残業時間・遅早時間等、勤怠に関わる項目については、お客様のところで集計させていただきます。

## 【建設業許可関連業務】

下記の報酬額は、標準的な金額であり、会社の規模、許可業種数、その他業務の難易度により増額する場合がありますので、ご了承ください。

また、「登記簿謄本」、「登記されていないことの証明書」、「納税証明書」等の各種証明書類を当事務所にて代行取得する場合は、後日、実費を請求させていただきます。

### ◆新規許可

許可申請区分	県に支払う費用	報酬額(税別)	お支払い額合計
一般建設業許可/知事/(国家資格で証明)	90,000円	100,000円～	190,000円～
一般建設業許可/知事/(実務経験で証明)	90,000円	120,000円～	210,000円～

※「県に支払う費用」はご自身で手続きする場合にも必要となる費用です。

### ◆許可更新・変更

申請区分	県に支払う費用	報酬額(税別)	お支払い額合計
更新/知事	50,000円	60,000円～	110,000円～
業種追加/知事	50,000円	70,000円～	120,000円～
決算変更届(1期分)	—	30,000円	30,000円
役員変更届(経管・専技の場合)	—	30,000円～	30,000円～
役員変更届(上記以外の場合)	—	15,000円～	15,000円～

※「県に支払う費用」はご自身で手続きする場合にも必要となる費用です。

## 【遺言・相続関連業務】

### ◆遺言書作成

業務内容	報酬額(税別)	備考
自筆証書遺言作成	30,000円～	自筆証書遺言の原案作成及び作成指導
公正証書遺言作成	60,000円～ (証人手数料1名分を含む)	①遺言書原案の作成、公証人との打ち合せ、公証役場への同行をいたします。 ②公証役場手数料、戸籍代等実費が別途必要になります。 ③もう1名の証人を依頼される場合は、追加料金10,000円が必要になります。

### ◆相続関連業務

業務内容	報酬額(税別)	備考
相続人調査	30,000円～	①被相続人(亡くなった方)の出生～死亡までの戸籍及び各相続人となる方の戸籍を取寄せ、相続人を確定します。 ②相続人が配偶者(夫又は妻)及び子の場合の報酬額は30,000円です。 ③戸籍代、郵便料金等の実費が別途必要になります。
相続関係説明図作成	5,000円	①亡くなった方と相続人の関係が分かるように一覧にした図面を作成します。
遺産分割協議書作成	20,000円～	①相続人間で合意した内容(又は合意可能な内容)を書面にします。

## 【在留資格申請業務】

業務内容	適用	報酬額(税別)	収入印紙代
在留資格認定証明書交付申請	配偶者、家族滞在、定住者等の身分系資格	90,000円～	—
	技術・人文知識・国際業務、技能等の就労系資格	90,000円～	—
	経営・管理の資格	150,000円～	—
在留資格変更許可申請	配偶者、家族滞在、定住者等の身分系資格に変更	90,000円～	4,000円
	技術・人文知識・国際業務、技能等の就労系資格に変更	90,000円～	4,000円
	経営・管理の資格に変更	150,000円～	4,000円
在留期間更新許可申請	転職・再婚等なし	40,000円～	4,000円
	転職あり	60,000円～	4,000円
	再婚あり	80,000円～	4,000円
在留資格取得許可申請	日本に在留する外国人に子供が生まれた場合	30,000円～	—
就労資格証明書交付申請	転職あり	60,000円～	1,200円
資格外活動許可申請	—	20,000円～	—
永住許可申請	—	100,000円～	8,000円

- ① 上記は標準的なケースの「報酬額」です。
- ② 標準的な業務量を超える手続きが発生する場合は、事前にお伝えしたうえで、追加料金をご請求する場合がございます。
- ③ 依頼者様にお支払いしていただく費用は、「報酬額」と「実費」です。「実費」とは、住民票、課税証明書、登記軸証明書、収入印紙代などの取得に要する公的機関への支払い費用、および、翻訳費用、交通費、郵送費など、ご自身で手続きを行なっても発生する費用です。
- ④ 原則として、ご依頼時に「着手金」として報酬額の半額、業務完了時に残額をお支払いしていただきます。
- ⑤ 申請結果が「不許可・不交付」となった場合でも、「着手金」は返金いたしません。  
※「着手金」は行政書士が業務を遂行するにあたり、はじめに最低限頂いておくべき額として、弊事務所が定めているものです。「着手金」については、理由の如何を問わず返金できませんのでご了承ください。
- ⑥ 申請しても不許可になることが明らかな場合は、業務をお引き受けいたしません。